

2019年10月30日

**企業会計基準適用指針公開草案第 68 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」**

企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（最終改正 2019 年 7 月 4 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p><b>企業会計基準適用指針第 19 号</b> <b>金融商品の時価等の開示に関する適用指針</b></p> <p>2008年（平成20年）3月10日 改正2011年（平成23年）3月25日 改正2019年7月 4日 <u>最終改正20XX年 X月 X日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準適用指針第 19 号</b> <b>金融商品の時価等の開示に関する適用指針</b></p> <p>2008年（平成20年）3月10日 改正2011年（平成23年）3月25日 <u>最終改正2019年7月 4日</u> 企業会計基準委員会</p>
<p><b>適用指針</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>金融商品の時価等に関する事項</b></p> <p>4. 「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(2)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p>	<p><b>適用指針</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>金融商品の時価等に関する事項</b></p> <p>4. 「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(2)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p>

公開草案	現行
<p>(1) 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。</p> <p>なお、有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表上に掲記していない場合でも注記する。また、貸借対照表上の掲記にかかわらず、有価証券については、流動資産における項目と固定資産における項目とを合算して注記することができ、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。</p> <p><u>また、契約資産と顧客との契約から生じた債権を貸借対照表に区分して表示していない場合、当該貸借対照表の科目の貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、当該貸借対照表の科目のうち、顧客との契約から生じた債権のみに対応する貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記することも妨げない。</u></p> <p><u>加えて、個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式については、個別財務諸表上、子会社株式と関連会社株式にそれぞれ区別して注記する。</u></p>	<p>(1) 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。</p> <p>なお、有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表上に掲記していない場合でも注記する。また、貸借対照表上の掲記にかかわらず、有価証券については、流動資産における項目と固定資産における項目とを合算して注記することができ、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。</p> <p><u>また、個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式については、個別財務諸表上、子会社株式と関連会社株式にそれぞれ区別して注記する。</u></p>

公開草案	現行
<p>なお、金融商品の時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定するものとし、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。</p> <p>(2)～(6) (省 略)</p>	<p>なお、金融商品の時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定するものとし、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。</p> <p>(2)～(6) (省 略)</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p>7-6. <u>第 7-3 項にかかわらず、20XX 年改正の本適用指針（以下「20XX 年改正適用指針」という。）第 4 項(1)また書きの定めについての適用時期は、20XX 年改正適用指針と同時に改正された企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）と同様とする。</u></p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>(新 設)</p>
<p>7-7. <u>20XX 年改正適用指針の適用初年度において、収益認識会計基準を初めて適用することにより、表示方法の変更が生じる場合には、第 4 項(1)第 1 段落の注記について、比較情報の組替えを要しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>金融商品の時価等に関する事項</b> (時価の注記)</p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>金融商品の時価等に関する事項</b> (時価の注記)</p>

公開草案	現行
<p>20-2. <u>収益認識会計基準第 79 項においては、契約資産又は顧客との契約から生じた債権を適切な科目をもって貸借対照表に表示するとされているが、一方で、契約資産と顧客との契約から生じた債権を貸借対照表に区分して表示しないことも認められている。契約資産と顧客との契約から生じた債権を貸借対照表に区分して表示していない場合、これまで我が国で行われてきた実務等を考慮し、当該貸借対照表の科目の貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記することとした。ただし、当該貸借対照表の科目のうち、顧客との契約から生じた債権のみに対応する貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記することを妨げるものではない（第 4 項(1)参照）。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p>44. <u>収益認識会計基準第 89-4 項により、収益認識会計基準の適用初年度の前連結会計年度の連結財務諸表及び四半期（又は中間）連結財務諸表並びに適用初年度の前事業年度の個別財務諸表及び四半期（又は中間）個別財務諸表を、新たな表示方法に従い組替えを行わないことができるとしていることから、20XX 年改正適用指針の適用初年度において、本適用指針第 4 項(1)第 1 段落に従った注記についても、同様に、比較情報の組替えを要しないこととした（第 7-7 項参照）。</u></p>	<p>(新 設)</p>

以 上